



各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ヤ ッ ク 代表者名 代表取締役 C E O 柳 澤 大 輔 (コード番号:3904 東証グロース) 問合せ先 執行役員 管理本部長 柴田史郎 (TEL:0467-61-3399)

資本業務提携に関するお知らせ並びに第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による行使価額修正条項付第7回及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日付の取締役会において、下記のとおり、株式会社カインズ(本社:埼玉県本庄市、代表取締役社長CEO:高家 正行、以下「カインズ」といいます。)との業務提携契約の締結を内容とする資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行うこと並びにカインズに対する第三者割当増資による新株式(以下「本新株式」といいます。)発行及び大和証券株式会社(以下「大和証券」といい、カインズと文脈に応じて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)に対する第三者割当による行使価額修正条項付第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)及び行使価額修正条項付第8回新株予約権(以下「第8回新株予約権」といい、第7回新株予約権と文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本資本業務提携の概要

1. 資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、「つくる人を増やす」という経営理念のもとに、受け止めた人の心に驚きや感動をもたらすような様々なインターネットサービスを提供するクリエイティブな企業であることを目的として、事業活動を行っております。その中でも、クリエイティブプロデュース、ゲームエンタメ、e スポーツ、ちいき資本主義を4つの主要サービスと位置づけ、相互にシナジーを図りながら事業を進めております。

「つくる人」はクリエイターという直接的な解釈もありますが、我々はつくり手になるということを技術習得によるものではなく、ものごとに対する意識であると考え、より広義に「主体的な人」と捉えています。多くの人が主体性を持ち、「つくる人」になることで、コンテンツ制作やサービス開発はもちろん、まちづくりや社会のしくみまで、世の中にジブンゴトとして関わることができるようになると考えております。

そのような状況の下、当社は関東地方を中心に、全国 28 の都道府県でホームセンターを展開する業界トップ企業であるカインズと協議し、"日本のくらしをもっと楽しくしたい"、"地域をもっと元気にしたい"、"主体的に生きる人をもっと応援したい"という当社及びカインズに共通のビジョン・事業目標の実現を目的として資本業務提携契約を締結することとしました。

本資本業務提携により、カインズが目指す「IT 小売企業」の実現に向けて、既存のリアル店舗における顧客体験の価値向上や、デジタルマーケティング活動を通じた更なる売上向上のために、当社グループの持つ企画力・技術力を生かし、利便性向上だけではないデジタルを活用した新しい顧客体験・プロモーション・メディアコンテンツを提供することが、両社の売上及び利益の増加につながるものと考えております。

また、「2.業務提携の内容」に記載のとおり、顧客体験の価値向上やプロモーション戦略の提供にとどまらず、今後は DX を活用した商品開発・ブレスト文化やサイコロ給与などユニークな社風をもつ当社グループとカインズの人財交流・くみまち構想とちいき資本主義事業の連携により地方創生とコミュニティづくりの推進など多分野で連携を進めることで、両社の中長期的企業価値の向上を実現するとともに、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

2. 業務提携の内容

今回提携する業務の範囲は、以下を骨子とするものであります。

- (1) 顧客に対するプロモーションなどコミュニケーション戦略の推進
- (2) 両社による話題性を伴う商品又はサービスの共同開発
- (3) カインズのくらしメディアにおける継続的なコンテンツ開発
- (4) カヤックの提供するまちのコインを活用した DIY 等のコミュニティの育成
- (5) カインズが推進するくみまち構想とカヤックのちいき資本主義事業の連携
- (6) 両社の従業員の人財交流によって両社の創造的な社内文化を活性化させること

カインズが「IT 小売企業」を目指していく中で、新たな店舗体験の提供を「イノベーションストア構想」と名付け、その具現化に向けたさまざまなソリューションの企画・開発を進めるとともに、「となりのカインズさん」や「WanQol (わんクォール)」など「くらし」にまつわるオウンドメディアを通じ、商品販売にとどまらない多様な価値を顧客に届けていくことを目指しております。当社グループは固定概念にとらわれない発想力・企画力と、それらを形にしていく技術力を強みに、カインズのデジタルソリューションの企画・開発におけるパートナーとして新しい顧客体験の構築やコミュニケーション戦略の立案に携わって行く予定です。

上記以外のその他提携する業務の詳細については、これから両社で協議してゆくことになりますが、両社が 上記業務において協業してゆくことは、今後、中長期的にみて両社の売上及び利益の増加につながるものと考 えております。

3. 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、カインズに対して当社の普通株式 539,300 株 (2021 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 15,247,100 株に対して 3.5%) を割り当てます。本第三者割当増資の詳細は、下記「Ⅱ.第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の概要」をご参照ください。

4. 本資本業務提携の相手先の概要

(1)	名称	株式会社カインズ
(2)	所 在 地	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
(3)	少ま 学 の犯職・氏々	代表取締役会長 土屋 裕雅
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 高家 正行
(4)	事 業 内 容	ホームセンターチェーンの経営
(5)	資 本 金	3,260 百万円(2022 年 2 月 28 日現在)
(6)	設 立 年 月 日	1989年3月
(7)	発 行 済 株 式 数	相手先の要請により当事者間の秘密保持義務契約に基づき非開示と
(7)	発 行 済 株 式 数	させていただきます。
(8)	決 算 期	2月28日
(9)	従 業 員 数	13,097人(2021年2月28日現在)
(10)	主要取引先	該当なし
(11)	主要取引銀行	相手先の要請により当事者間の秘密保持義務契約に基づき非開示と
(11)	主要取引銀行	させていただきます。

(12)	大株主及び	び持株比率	株主が個人であり、 から、開示を控えさせ	資本業務提携契約の定め せていただきます。	る秘密保持義務の観点	
(13)	当事会社	間の関係	•			
	資 本	関 係	該当事項はありません。			
	人 的	関 係	該当事項はありません	該当事項はありません。		
	取 引	関 係	該当事項はありません。			
	関連当事該 当	事者への状況	該当事項はありません。			
(14)	最近3年	三間の経営	営成績及び財政状	態(連結) (1	単位:百万円。)	
決	算	期	2020年2月期	2021年2月期	2022 年 2 月期	
売	上	高	441, 039	485, 425	482, 678	
売上高り	売上高以外の事項については非上場会社であり相手先の要請により非開示とさせていただきます。					

5. 本資本業務提携の日程

(1)	取締役会決議日	2022年5月23日
(2)	本資本業務提携契約締結日	2022年5月23日
(3)	事業開始日	2022年5月23日

6. 今後の見通し

今後の見通しについては、下記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の概要 8. 今後の見通し」をご参照ください。

Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の概要

1. 募集の概要

<本新株式>

①払込期間	2022年6月13日から2022年6月15日
②発行新株式数	普通株式 539, 300 株
③発行価格	1株につき金927円
④調達資金の額	499, 931, 100 円
⑤募集又は割当方法	第三者割当の方法により、株式会社カインズに対して 539,300 株を
	割り当てます。
⑥その他	本第三者割当増資につきましては、金融商品取引法による届出の効
	力発生を条件としております。

<本新株予約権>

(1)	割	当	目	2022 年6月 13 日から 2022 年6月 15 日までのいずれかの日としま
				す。ただし、下記「(3) 発行価額」に定める条件決定日の 15 日後の
				日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とします。

(2)	新株予約権数	13,000 個
, ,		第7回新株予約権 7,000 個
		第8回新株予約権 6,000 個
(3)	発 行 価 額	第7回新株予約権1個当たり580円
, ,		第8回新株予約権1個当たり270円とします。
		ただし、2022 年 5 月 27 日から 2022 年 5 月 31 日までのいずれかの日
		(以下「条件決定日」といいます。) において、条件決定日までの期
		間の株価変動等諸般の事情を考慮の上で、上記発行価額の決定に際し
		て用いられた方法(下記「5.発行条件等の合理性 (1)発行価格
		の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様
		の方法で算定された結果が、第7回新株予約権については 580 円、第
		8回新株予約権については270円を上回る場合には、かかる算定結果
		に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金
		額とします。
		(本新株予約権の発行価額の総額:第7回新株予約権1個当たりの発
		行価格に 7,000 を乗じた金額と第8回新株予約権1個当たりの発行価
		格に 6,000 を乗じた金額の合計とする。)
(4)	当該発行による	潜在株式数:計1,300,000株(本新株予約権1個当たり100株)
	潜在株式数	下限行使価額(下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」を参
:	Virg. A mine all	照。) においても、潜在株式数は 1,300,000 株です。
(5)	資金調達の額	1,677,180,000円(注)
(C)	(差引手取概算額)	単知存住圧縮は 第7回転性型の体に 0.000 左 E □ 00 □ 0.000
(6)	行使価額及び行使価額 の 修 正 条 件	当初行使価額は、第7回新株予約権については、2022年5月20日の株式会社東京記券取引等(以下「東京記券取引等」はいいます。
	の修正条件	株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に おける当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日
		の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終
		値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件
		決定基準株価」といいます。)に相当する金額、第8回新株予約権に
		ついては1,716円といたします。
		上限行使価額はありません。
		下限行使価額は第7回新株予約権及び第8回新株予約権ともに条件決
		定基準株価の 70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金
		額 (別紙発行要項第 13 項による規定を準用して調整されます。以下
		「下限行使価額」といいます。)といたします。
		行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正
		日」といいます。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合
		には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」とい
		います。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
		の 92%に相当する金額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数
		第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいま
		す。)に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下
(=)	事在中心中 [13]	回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、大和証券に全ての本新株予約権を割り当て
(0)	(割当予定先)	ます。 木奈姓子約佐に関して、当社は、割当予定生しの関で、木奈姓子約佐
(8)	譲渡制限及び行使数量制 限 の 内 容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)にお
		いて、下記の内容について合意する予定です。
		①新株予約権の行使制限措置
		当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第1項
		及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証
	1	スし門が注述TPが別力 400 木力 1 気力主力 0 気がだめ业して日平証

券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従 い、MSCB等(同規則に定める意味を有します。)の買受人によ る転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外 の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月に おいて当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の 払込期日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合 の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限 超過行使」といいます。) を割当予定先に行わせません。 また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過 行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、 あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社 に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲 渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間 で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに 第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるも のとします。 ②新株予約権の譲渡制限 割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを 受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできませ ん。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ 譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束さ せ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社 に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当予定 先は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したも のを含みます。)を第三者に譲渡することは妨げられません。 (9)本新株予約権の 割当日の翌銀行営業日から2025年6月16日(ただし、各別紙発行要 行 使 期 項第 16 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、 間 当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生 日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日で ない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。 (10)そ \mathcal{O} 他 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権 の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約、第7回新 株予約権の行使等について規定したファシリティ契約(以下「本ファ シリティ契約」といいます。)及び第8回新株予約権の行使等につい て規定した覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結する予定で す。詳細については、下記「2.募集の目的及び理由 (2) 本新株 予約権の商品性」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であり、2022年5月23日(以下「発行決議日」といいます。)現在における見込額です。本新株予約権の最終的な発行価額及び当初行使価額は条件決定日に決定され、また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 本新株予約権に係る条件決定を一定期間経過後に行う理由

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行し、その行使に伴って資金を調達する手法においては、通常、発行の決議と同時に全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、「資本業務提携に関するお知らせ並びに第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による行使価額修正条項付第7回及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」も公表(以下「当該公表」といいます。)しており、これにより、

本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。仮に当該公表により株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、既存株主の利益を害するおそれがあります。そこで、当該公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。本新株予約権の払込金額は、発行決議時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はございません。

当該公表による株価への影響が株価に反映されるまでには一定の取引日を要すると考えられることを考慮し、また、株価への影響が株価に反映される過程で条件決定せざるを得ない事態は適切でないことから、発行決議日から3取引日乃至5取引日を空けた日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5.発行条件等の合理性 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日の発行の決議に際して、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値等を前提として算出された発行価額は、第7回新株予約権については1個当たり 580 円、第8回新株予約権については1個当たり 270 円です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日の公表に伴う株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として第7回新株予約権については580円、第8回新株予約権については270円をそれぞれ上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき当社取締役会が決定する金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第7回新株予約権については580円以下、第8回新株予約権については270円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された発行価額(第7回新株予約権については580円、第8回新株予約権については270円)のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されません。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果(第7回新株予約権については580円、第8回新株予約権については270円)を下回って決定されることはありません。

※ 本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の 70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。これは、本日同時に公表された上記の当該公表を受け株価が上昇した場合には、既存株主の利益に配慮し、下限行使価額を条件決定時点の株価に連動させるものとしつつ、上記の当該公表を受け株価が下落した場合においては、下限行使価額を発行決議日の直前取引日の終値の 70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のままとすることで、本新株予約権の行使による資金調達額の下限を下げないようにするものです。いずれにしましても、既存株主の利益への配慮という観点から、本日の直前取引日の終値の 70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である 649 円を下回らないように設計されています。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは「つくる人を増やす」という経営理念のもとに、受け止めた人の心に驚きや感動をもたらすような様々なインターネットサービスを提供するクリエイティブな企業であることを目

的とし、事業活動を行っております。当社が展開する事業の中でも、「クリエイティブプロデュースサービス」、「ゲームエンタメサービス」、「e スポーツサービス」及び「ちいき資本主義サービス」という特徴の違う4つのサービスを主要サービスと位置づけ、相互にシナジーを図りながら事業を進めております。本資金調達は、以下記載のとおり新規的なエンターテイメント領域(ゲームエンタメサービス)、e スポーツ領域(e スポーツサービス)及び地方創生領域(ちいき資本主義サービス)の3領域(以下これら3領域を総称して「重点領域」といいます。)を対象としております。

①新規的なエンターテイメント領域(メタバース(注1)など)(ゲームエンタメサービス)

当社グループは、ゲームや広告で培ったコンテンツ開発力、技術力を活かした次の重点投資分野 として、3D アニメやメタバースをはじめとする新規性の高いエンターテイメント領域に着目し、 様々なコンテンツ制作に挑戦してまいりました。中でもメタバースについては、数年前から「傷物 語 VR」、「からかい上手の高木さん VR」、「SAO VR」、「ReoNa イベント」、「ラルク VR」など複数のコン テンツやサービスの開発を行っており、これらの先進的な経験により知見をためたメンバーが 2022 年2月に新たに「メタバース専門部隊」を設立しました。当該部隊の代表メンバーは、一般社団法 人 Metaverse Japan のアドバイザーの就任や、日経メタバースシンポジウムへの登壇など、各方面 でのご注目をいただいております。現在メタバースには世界中から大きな関心が集まっており、世 界市場規模も 2020 年の約 5,000 億ドルに対し、2024 年には 8,000 億ドル近くまで成長する(出典: Bloomberg Intelligence, Newzoo, IDC, PwC, Two Circles, Statista) とされております。特に先行し ている海外では、VRデバイスの普及に伴い、1コンテンツの売上が 10 億円を超えるものが出始める など、メタバースや VR 領域は目覚ましい成長を見せております。このように、テクノロジーの進化 によりメタバースの環境は劇的に成長・変化するため、当社も今まで以上に当該成長・変化に柔軟 かつ迅速に対応する必要があります。そのために、新たなノウハウや人材獲得を行う必要があり、 M&A や資本業務提携などを行うことで、より既存事業や市場の成長促進を加速し、企業価値の増加 に努めてまいりたいと考えております。

(注1) コンピューターやコンピューターネットワークの中に構築された3次元の仮想空間、拡張現実やそのサービスをいいます。

②e スポーツ領域 (e スポーツサービス) (注2)

当社では e スポーツ領域を重点分野の一つと捉え、これまで、大会プラットフォーム「Tonamel (トナメル)」の企画・開発・運営や、e スポーツの総合商社である「ウェルプレイド・ライゼスト株式会社」をグループ会社として運営し、昨年もプロゲームトレーナーからゲームを学べるサービス「株式会社ゲムトレ」の M&A を行うなど、e スポーツ領域への積極的な投資を行ってきました。

「Toname1」は大会プラットフォームとして国内圧倒的 No.1 を目指すとともに、海外での拡大も 視野に入れた成長戦略を推進しております。特に、重要 KPI である大会開催数は 2021 年では 10,094 件 (前年比 74%増) と伸長を続けております。また、収益獲得手段の多様化と大会コミュニティと しての価値を高めることで、収益基盤確立を狙うフェーズとなっております。当社グループ会社で ある「ウェルプレイド・ライゼスト株式会社」は大型の e スポーツ大会の運営受託案件数が順調に 増加していることに加えて、e スポーツ大会の企画・運営のみならず、e スポーツ関連のタレントマネジメントやクリエイターのサポート事業、コミュニティ向け施策、e スポーツ施設の設計・運営事業などを通じて、業界の更なる発展を目指しており、先日開示のとおり、国内 e スポーツ業界初の株式上場へ向けた準備を進めております。

国内 e スポーツ市場は 2020 年 66.8 億円ながら、成長期待の高い市場です(出典: 2021 年4月 16 日付ファミ通「2020 年日本 e スポーツ市場規模は 66.8 億円」)。また、テクノロジーの進化により e スポーツ領域の環境は変化するところ、当該変化に柔軟かつ迅速に対応し、成長を持続させる強固な経営基盤を構築するためには、単独では獲得困難な経営資源やノウハウを得る必要があります。当社グループは、M&A や資本業務提携、プラットフォームの強化や人材の獲得などを行うことで、より既存事業や市場の成長促進を加速し、企業価値の増加に努めてまいりたいと考えております。

(注2)「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称をいいます。

③地方創生領域(ちいき資本主義サービス)

当社は鎌倉に本社を置く地域企業です。鎌倉において約20年間、地域でのコミュニティ活動など地域企業としての様々な取り組みを試みてきました。その実践知や理念を当社代表の柳澤が著書「鎌倉資本主義」として一冊にまとめるとともに、環境資源の限界、少子高齢化による過疎、事業承継など、日本各地で顕在化する様々な地域の課題解決につながるサービスの企画・開発・運営を行う「ちいき資本主義サービス」を約2年前に組成しました。SDGs(注3)やESG(注4)などの追い風や社会的な期待感を背景に、当社グループの中長期的な成長分野と位置づけております。

現在は主に、人のつながりやコミュニティ、自然や文化などの地域の資本を指標化し、充実させ ていくことによって、より地域を豊かにし、持続可能な成長を達成できるという「地域資本主義」 の理念のもと、地域資本の増大に資するプラットフォームサービスを展開しております。運営中の 主なサービスとしては、地域と移住希望者を結ぶ移住プラットフォームの「SMOUT」や、地域のつな がりづくりのためのコミュニティ通貨サービス「まちのコイン」などがあります。当社の地方創生 への取り組みに対する認知の向上と長年の実践者としての信頼により、「SMOUT」導入地域は 2021 年 12 月末には 723 地域(前年比 28%増)、「まちのコイン」の登録ユーザー数と導入地域数は 2022 年 3月末にはそれぞれ 28,514 人(前年比 152%増)と 17 地域(前年比 70%増)のように増加傾向に あります。そして、この活動をより広げるべく、地域に根差した事業展開を行っているカインズと 資本業務提携契約を締結し、カインズが推進するくみまち構想とカヤックのちいき資本主義事業の 連携させることで、より地域を豊かにすることを目的としております。具体的には、①顧客に対する プロモーションなどコミュニケーション戦略の推進、②両社による話題性を伴う商品又はサービスの共 同開発、③カインズのくらしメディアにおける継続的なコンテンツ開発、④カヤックの提供するまちの コインを活用した DIY 等のコミュニティの育成、⑤カインズが推進するくみまち構想とカヤックのちいき 資本主義事業の連携、⑥両社の従業員の人財交流によって両社の創造的な社内文化を活性化させること を提携する業務の範囲としております。

また、これらのプラットフォームサービスの提供を契機として、新たな観光資源の発掘や関係人口の創出を支援する地域プロモーションの受託も増加しており、クリエイティブやコンテンツ開発力を強みとする当社のこの分野の成長可能性を実感しています。「SMOUT」と「まちのコイン」の機能拡張や導入自治体数の拡大と、コミュニティ再生や SDGs、関係人口創出などの周辺分野のサービスの提供を充実させることで、より様々な地域の課題解決をし、その結果として企業価値の増加に努めてまいりたいと考えております。

- (注3)「SDGs」とは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称であり、 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- (注4)「ESG」とは、環境 (Environment)、社会 (Society)、ガバナンス (Governance) の英文の頭文字を取った略称であり、これら環境、社会、そしてコーポレートガバナンスに配慮した活動の重要性を指摘する用語です。

当社グループの 2022 年 3 月末時点の手元資金残高は 2,548 百万円であり、4 つの主要サービスの 事業成長並びに新規サービスの開発及び投資を行うための十分な流動性を確保しておりますが、上 記のとおり、重点領域での更なる成長を推進するに当たり、更なる資金を調達する必要があります。 そこで、今回の資金調達は下記の目的をもって実施いたします。

- ① 重点領域への追加投資
- ② M&A に関わる費用の調達

なお、M&Aや資本業務提携の検討については、取り組みの実施時期、候補企業、個別投資金額は定まっておりませんが、M&Aや資本業務提携の機会を逸しないために、あらかじめ必要と考えられる資金を確保していくことが重要であることから、当該資金を確保できる手段をできる限り早めに決定したいと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。

また、M&Aや資本業務提携の案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、別記「3.調達する資金の額、使途及び支出 予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」という。)においては、割当予定先に対して第7回新株予約権7,000個及び第8回新株予約権6,000個を第三者割当により発行いたします。 本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額はそれぞれ、当初、条件決定基準株価に相当する額及び1,716円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものといたします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、本新株予約権の発行要項第16項を参照)。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の 効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の第7回新株予約権に係る本 ファシリティ契約及び第8回新株予約権に係る本覚書を締結する予定です。

(ア) 第7回新株予約権に係る本ファシリティ契約の概要

(本ファシリティ契約に基づく第7回新株予約権の行使の条件について)

- ① 割当日の翌銀行営業日から 2025 年 5 月 16 日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。) においては、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表 取締役 CEO が必要と認めない限り、割当予定先は第 7 回新株予約権の行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。
- ② 割当予定先は、ファシリティ期間において当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役 CEO が定める割当予定先が第7回新株予約権を行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)中に限り、行使可能期間中に割当予定先が行使することのできる第7回新株予約権の個数(以下「行使可能個数」という。)を上限として、第7回新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間及び行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日(東京証券取引所の取引日をいう。以下同じ。)までに、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日及び行使可能個数を指定し、割当予定先に通知いたします(以下「行使可能通知」という。)。
- ③ 1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、100個(その時点で残存する第7回新株予約権の個数が100個未満の場合は、当該残存個数)を下回ってはならず、また、いずれの行使可能通知についても、行使可能期間終了日は、行使可能期間開始日から起算して5取引日目(起算日を含む。)以降の取引日とします。
- ④ 当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。また、行使可能期間内においても、新たな行使可能通知を行うことにより、当該通知が行われた日の翌取引日から起算して2取引日目(起算日を含む。)以降の日を新たな行使可能期間の開始日として、行使可能期間及び行使可能個数を変更することができます。
- ⑤ 割当予定先は、当社が指定した行使可能期間及び行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数 回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当予定先は、当社が行使可能通知を 行った場合においても、第7回新株予約権を行使する義務を負うものではありません。
- ⑥ 当社は、行使可能期間中、行使可能通知を失効させたい日の2取引日前までに通知を行うこと

により、行使可能通知を撤回することができます(かかる通知を、以下「撤回通知」という。)。 ⑦ 当社は、行使可能通知又は撤回通知を行った際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

(本ファシリティ契約に基づく取得請求について)

(i) 割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第7回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は(ii)割当日の翌銀行営業日より2年11か月後の応当日(同日を含む。)以降2025年5月26日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第7回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に第7回新株予約権の発行要項に従い、第7回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する第7回新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(イ) 第8回新株予約権に係る本覚書の概要

(本覚書に基づく第8回新株予約権の行使の条件について)

① 本覚書に基づく第8回新株予約権の行使停止について

当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役 CEO の決定により、割当予定先に対し、いつでも第8回新株予約権の行使を停止する旨の通知(以下「行使停止通知」という。)を行うことができます。

行使停止通知において、当社は割当予定先に第8回新株予約権について権利行使を停止する期間(以下「行使停止期間」という。)を指定します。当社が行使停止通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において第8回新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、割当日の翌銀行営業日以降の日とし、いずれの行使 停止期間の終了日も、2025年5月16日以前の日とします。

また、当社が当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表 取締役 CEO の決定により、行使停止通知を行った場合、当社は当該決定の日にその旨開示する ものとします。

② 本覚書に基づく第8回新株予約権の行使条件について

第8回新株予約権の行使は、行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である 1,716 円以上であることを条件(以下「本行使条件」という。)とし、本行使条件が満たされない場合には第8回新株予約権は行使することができません。

なお、当該終値が 1,716 円未満である場合における行使の可能性を一定程度確保する目的で、 当社は当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役 CEO の決定により、いつでも本行使条件を将来に向かって取消すことができます。本行使条件 の適用に当たり、行使価額の調整事由が準用されます。

また、当社が当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表 取締役 CEO の決定により、本行使条件を将来に向かって取消した場合、当社は当該決定の日に その旨開示するものとします。

(本覚書に基づく取得請求について)

(i)割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第8回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は(ii)割当日の翌銀行営業日より2年11か月後の応当日(同日を含む。)以降2025年5月26日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第8回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に第8回新株予約権の発行要項に従い、第8回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払

うことにより残存する第8回新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1)資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、及び資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であることを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の本新株予約権買取契約、本ファシリティ契約及び本覚書の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(本スキームの特徴)

① 希薄化への配慮

第7回新株予約権については、割当予定先と当社との間で締結する予定の本ファシリティ契約により、割当予定先はファシリティ期間においては、当社の通知なく権利行使が行えない仕組みとなっております。

第8回新株予約権については、割当予定先と当社との間で締結する予定の本覚書により、当社は行使停止期間を定めることができ、また、第8回新株予約権の行使は、行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である1,716円以上であることを条件(以下「本行使条件」という。)としております。

② 最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は 1,300,000 株 (第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計)で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、上記 1,300,000 株は、2021 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 15,247,100 株に対して 8.5% (小数点第2位を四捨五入。)、2021 年 12 月 31 日現在における総議決権数 152,421 個に対して 8.5% (小数点第2位を四捨五入。)の最大希薄化率となります。

③ 株価上昇によるメリットが享受できること

本新株予約権の行使価額の上限は設定されていないため、当社株式の株価上昇時には本新株予約権の行使による調達額が増大するメリットを享受できます。

④ 流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される当社株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

⑤ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により資金調達方法の切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

⑥ 本行使条件による行使価額のコントロールの可能性

第8回新株予約権については割当予定先が本新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し 行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普 通取引の終値が、当初行使価額である 1,716 円以上であることを条件とするという本行使条件 が付されています。なお、当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会 から委任を受けた代表取締役 CEO の決定により、いつでも本行使条件を当該決議の翌日から将 来に向かって取消すことができるため、当該終値が 1,716 円未満である場合における第8回新 株予約権の行使による資金調達の可能性にも配慮されており、行使価額を一定程度コントロー ルすることができます。なお、本行使条件を取消す場合には適時適切に開示いたします。

⑦ 譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デ

メリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

- ① 本新株予約権の発行時点では想定金額全額の資金調達・資本増強とはならず、権利行使の進捗によって当該目的が実現できることになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われないこととなります。
- ② 当社株式の株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。特に、第8 回新株予約権においては、当初行使価額は 1,716 円と発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の 185%に相当する金額に設定されているため、行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 1,716 円を下回る場合、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役 CEO の決定により、本行使条件を取消さない限り、権利行使が行われないこととなります。
- ③ 第7回新株予約権については、ファシリティ期間においては、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役 CEO が必要と認めない限り、割当予定先は権利行使ができないため、ファシリティ期間を設定しない新株予約権と比較して、権利行使が完了するまでには、より期間を要することが想定されます。
- ④ 割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。
- ⑤ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘する ことはできません。
- ⑥ 発行後即時に大規模な希薄化が生じることはありませんが、本新株予約権の行使がされた場合には、1株当たり利益の希薄化が進みます。また、最大希薄化が固定されていますが、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使完了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

本新株予約権を選択するに当たり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1か月から2か月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

株価に連動して転換価額が修正される第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。

③ ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は全て株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、既存株主による権利行使の見込みが不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であ

ると判断いたしました。

- ④ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較 第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定された新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。
- ⑤ 借入・社債との比較 借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性 の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2, 184, 111, 100	7, 000, 000	2, 177, 111, 100

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額499,931,100 円に本新株予約権の発行価額の 総額(第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計5,680,000円)に本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の合計額(第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計 1,678,500,000円)を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財 産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金 額であります。
 - 2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値等の数値を前提として算定した見込額で す。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定します。
 - 3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第7回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値、第8回新株予約権については1,716円をそれぞれ当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
 - 4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券 届出書作成費用及び変更登記費用等)の合計です。
 - 5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額2,177,111,100円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

(本新株式に係る手取金の使途)

具体的な使途	金 額 (円)	支出予定時期
① 重点領域への追加投資	499, 931, 100	2022年7月~2025年6月

※1. 本新株式の発行により調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な 資金管理をいたします。

当社は「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の概要2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的」において記載したとおり、当社が展開する主要サービスのうち、重点領域について、迅速かつ柔軟に事業を拡大していく必要があると考えています。そして、重点領域に関し、当社の成長事業を国内に留まらず、海外にも今後も拡大していくためには、まずは当社の技術者の技術の向上を図る必要があります。そのためには、より効率的にプロダクト開発を行うことができるシステムの開発や、優秀な人材を安定的に獲得し続けるとともに、当社の人材を育成すること及びサービス拡販のための広告宣伝が必要になります。重点領域をより拡大すべく、今回調達した資金のうち499,931,100円を充当することを予定しております。具体的には、支出時期の早いものから順に充当する予定ですが、新規的なエンターテイメント領域、eスポーツ領域及び地方創生領域におけるプロダクト開発のためのシステム開発費として390,000,000円、人材獲得・育成のための投資として79,931,100円、サービス拡販のための広告宣伝費として30,000,000円を充当することを予定しております。

(本新株予約権に係る手取金の使途)

具体的な使途	金 額 (円)	支出予定時期
② M&A に関わる費用	1, 677, 180, 000	2022年6月~2025年6月

- ※1. 本新株予約権により調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。
- ※2. 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。なお、本新株予約権の行使の有無は割当予定先の判断に依存するため、現時点において調達を想定する金額は確定したものではなく、将来時点において実際に調達できる金額と異なる可能性があります。

重点領域を中心とした成長市場における競争優位性の維持・向上のためには、既存サービスの差別・機能強化が必要不可欠です。しかしながら、劇的な外部環境の変化に柔軟に対応し、成長を持続するより強固な事業基盤を迅速に構築するためには、単独では短期間に獲得が困難な経営資源やノウハウを補完し得る外部企業や団体とのパートナーシップ構築が肝要だと考えます。積極的なM&Aによる戦略的投資をこれまで以上に推進し、既存事業の更なる成長と新規事業開拓を加速させ、当社の強みであるクリエイティブやテクノロジーによる相乗効果を狙うことで、当社らしい企業価値の向上をこれまで以上に追求することが、今後の重要な成長戦略と考えています。

当面の買収戦略として、上記のeスポーツ領域・地方創生領域・新規的なエンターテイメント領域 (メタバース等)をテーマに、様々な切り口で幅広い企業を検討対象としております。今後、これら のマーケットにて積極的なM&Aを、過去実施サイズよりも比較的大きな規模(本新株予約権にて調達 予定の金額を目途に、重点領域において1社から2社)の買収を想定して進める予定ですが、投資 機会を逃さず、より大きな成長機会を確実に捉えるために、事前に一定の資金を確保しておく必要が あると考えます。すなわち、M&Aや資本業務提携の検討については、取り組みの実施時期、候補企業、 個別投資金額は定まっておりませんが、M&Aや資本業務提携の機会を逸しないために、あらかじめ必 要と考えられる資金を確保していくことが重要であることから、当該資金を確保できる手段をできる 限り早めに決定したいと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。そのため、将来の買収及 び戦略的投資のための資金として、今回調達する資金のうち、上記の戦略に基づいたM&Aに 1,677,180,000円を充当する予定です。今後のM&Aについては、これらの計画が決定された場合等、進 捗に伴い適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記支出予定期間中に上記金額分の M&Aを実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続きM&Aに関わる費用に充当する予定です。さら に、実際に投資する金額が上記金額を超える場合には、当社の企業価値向上と株主の皆様の利益に資 するか否かを慎重に検討した上で、自己資金や銀行借入等その時点で適切と考える対応を検討及び実 行する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、財務基盤を一層強固なものとして、新たな事業機会を獲得し当社の業容の拡大及び収益力の向上を図ることで、一層の企業価値向上を追求でき、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2022年5月20日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値に相当する927円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、割当予定先との協議の結果、払込金額の算定時に最も近い時点の市場価格である本取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価値を算定するに際して、その基礎とすべき合理的な価格と判断したためであります。

なお、当該払込金額は、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日までの直近1か月間の東証終値の 単純平均値である928円(円単位未満四捨五入。単純平均値の計算について以下同じです。)に対しては 0.11%のディスカウント(小数点第3位四捨五入。ディスカウント率又はプレミアム率の計算について 以下同じです。)、直近3か月間の東証終値の単純平均値である844円に対しては9.83%のプレミアム、 直近6か月の東証終値の単純平均値である760円に対しては21.97%のプレミアムとなります。

また、当社監査等委員会から、本第三者割当増資の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、第7回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約、第8回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「プルータス社」という。)に依頼しました。プルータス社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約、本ファシリティ契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0.42%)、権利行使期間(約3年間)、無リスク利子率(-0.038%)、株価変動性(48.08%)、当初権利行使価格(第7回は927円、第8回は1,716円)、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置き評価を実施しております。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第7回新株予約権については580円、 第8回新株予約権については270円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予

約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となるよう、第7回新株予約権については金580円、第8回新株予約権については金270円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。さらに、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額(第7回新株予約権1個当たり580円及び第8回新株予約権1個当たり270円)を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定いたします。かかる払込金額の最終的な決定方法は合理性を有するものであり、これにより決定される本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は取締役会において、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、かかる方法により決定される本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株式及び本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大1,839,300株(議決権数18,393個)であり、2021年12月31日現在の発行済株式総数15,247,100株及び2021年12月31日現在の総議決権数152,421個に対して、それぞれ最大12.1%(小数点第2位を四捨五入。)の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の更なる業容の拡大及び中長期的な収益力の向上を図るとともに、資金調達手法の多様化及び自己資本の充実を実現し、財務基盤を一層強固なものとすることで、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は53,273株であり、第7回新株予約権については割当予定先との間で締結する予定の本ファシリティ契約により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使可能期間を定め、希薄化のタイミングを一定程度コントロールすることが可能であり、第8回新株予約権については割当予定先との間で締結する予定の本覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使停止期間を定め希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株式及び本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

<本新株式>

上記「I. 本資本業務提携について 4. 資本業務提携の相手先の概要」に記載のとおりです。

(注) 割当予定先であるカインズは、会社の沿革、役員等について会社概要のサイトにおいて公表しております。

また、カインズは、公表している「ベイシアグループ 行動憲章」の中で、反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をしております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。これらにより、当社は、カインズは反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。また、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出をしております。さらに、当社は、株式会社中央情報センター(住所:大阪府大阪市天王寺区生玉前町1-26、代表取締役:安岡優子)から、カインズ、その役員及び主要株主について、反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を 2022 年5

(2021年9月30日現在。特記しているものを除く。)

<本新株予約権>

>/T*/J917	(本利休了和惟)					
(1)	(1) 名 称 大和証券株式会社					
(2)	所 在	地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号			
(3)	代表者の役職	・氏名	代表取締役社長 中田 誠司			
(4)	事 業 内	字 容	金融商品取引業	金融商品取引業		
(5)	資 本	金	1,000 億円(2021 年 9 月 30 日現在)			
(6)	設立年	月日	1992年8月21日			
(7)	発 行 済 株	式 数	810,200株 (2021年9	月 30 日現在)		
(8)	決 算	期	3月31日			
(9)	従 業 員		8,912名 (2021年9月	30 日現在)		
(10)		引先	投資家並びに発行体			
(11)	主要取引	銀行	株式会社三井住友銀行	、三井住友信託銀行株式	六 会社	
(12)	大株主及び持	株比率	株式会社大和証券グル	一プ本社	100%	
(13)	当事会社間の	の関係				
				いる当社の株式の数:20	0,300 株 (2022 年3月	
	 資 本 関	係	31 日現在)			
		, ,,	当社が保有している	割当予定先の株式の数	: 該当事項はありませ	
			h _o	HH	H BB Co. S.	
		· F		つ間には、記載すべき人		
	人 的 関	係		及び関係会社と割当予定		
			住の間には、特事すべ	き人的関係はありません	J ₀	
	取 引 関	係	当社の幹事証券会社です。			
	関連当事者	· ~ 0	該当事項はありません			
	該 当 状	沈況	<u> 談ヨ事</u> 惧はのりません	' o		
(14)	 最近3年間の経		 とび財政状態(単体)	 (単位:百万円。特記し	ているものを除く。)	
(++/				(12 · 12 / 14 14 14 15		
決	算	期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	
純	 資	産	772, 281	774, 927	794, 415	
総	 資	産	9, 832, 825	11, 980, 325	13, 097, 445	
	当たり純資産	(円)	953, 198. 18	919, 436, 73	980, 517. 50	
営	業収	益	332, 374	298, 652	315, 179	
	業利	益	53, 336	29, 305	18, 653	
経	常利	益	53, 710	29, 788	66, 283	
当	期 純 利		38, 297	11, 646	41, 393	
1 株	当たり純利益	(円)	47, 269. 49	14, 374. 46	51, 091. 03	
	当たり配当額	(円)	47, 269	14, 374	51, 091	
			正の取引会加老でなるた		+1 ては長社会的熱力に割	

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談に

よるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引 受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

①カインズ

割当予定先にカインズを選定した理由として、資本業務提携を通してカインズとのパートナー関係強化を図り、カインズの推進する DX 戦略に当社の強みである企画力や技術力を提供することで、当社及びカインズの共通のビジョン・事業目標の実現と両社の売上及び利益の増加につながるものと判断しました。

②大和証券

当社は、上記「2.募集の目的及び理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2.募集の目的及び理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施に当たり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

①カインズ

割当予定先であるカインズからは、当社株式の保有方針について、中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。なお、当社はカインズから、カインズが払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領しております。また、資本業務提携契約において、資本業務提携契約締結日から3年を経過するまでの間にカインズが保有する当社株式等の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には当社の事前の承諾を得なければならない旨規定しています。

②大和証券

割当予定先である大和証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承認を要するものとします。一方で、大和証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第1項及び同施行規則第 436 条第1項乃至第5項まで並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合

及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、 当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を 講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①カインズ

当社は、割当予定先であるカインズにつき、2022 年2月期の同社の決算書の写しにより、同社が本新株式の払込みに要する充分な預金(現預金76,229,599 千円)を保有していることを確認しております。

②大和証券

当社は、割当予定先が 2021 年 12 月 9 日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第 30 期中)の 2021 年 9 月 30 日現在の中間貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する充分な現預金及びその他の流動資産(現預金1,520,370百万円、流動資産計 13,461,193 百万円)を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、払込期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行 使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑥ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当 社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

7. 大株主及び持株比率

1. //// _// 0.14/// 1					
募集前(2021年	12月31日現在)	募集	美後		
柳澤 大輔	25. 90%	柳澤 大輔	23. 11%		
久場 智喜	22. 43%	久場 智喜	20. 02%		
貝畑 政徳	21. 93%	貝畑 政徳	19. 57%		
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4. 30%	株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	3. 84%		
山田 智則	0.72%	株式会社カインズ	3. 16%		

根本 雄介	0. 50%	山田 智則	0.64%
福山 司	0. 49%	根本 雄介	0. 44%
三菱UF J モルガン・スタン レー証券株式会社	0. 41%	福山 司	0. 44%
藤原 治	0. 34%	三菱UF J モルガン・ス タンレー証券株式会社	0. 37%
永吉 史朗	0. 26%	藤原 治	0. 30%
計	77. 28%	計	71.89%

- (注) 1. 2021 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づき記載しており、募集後の持株比率は 2021 年 12 月 31 日 における発行済株式総数に本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数を加味して算出して おります。
 - 2. 大和証券は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、上記には表示していません。
 - 3.「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - 4. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、 株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達が当期(2022年12月期)の業績に与える影響は軽微です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行は、①本新株式及び本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位:千円)

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
連 結 売 上 高	6, 382, 218	8, 749, 191	12, 566, 341
連結営業利益又は連結営業損失(△)	△535, 390	744, 582	1, 143, 516
連結経常利益又は連結経常損失(△)	△540, 359	740, 754	1, 266, 465
親会社株主に帰属する 連結当期純利益又は親会社株主に帰属する連結当期純利益又は親会社株主に帰属する連結当期純損失(△)	△304, 972	505, 209	829, 462
1株当たり連結当期純利益又は1株当たり 連 結 当 期 純 損 失 (△)(円)	△20. 13	33. 27	54. 53
1 株当たり配当金(円)	_	3.90	3. 90
1株当たり連結純資産(円)	131. 04	159. 78	215. 21

⁽注) 2019年12月期は無配のため記載しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年2月末現在)

						株 式 数	発行済株式数に対する比率
発	行	済	株	式	数	15, 248, 900 株	100.00%

現時点の行使価額における 潜 在 株 式 数 の 総 数	359, 400 株	2. 36%
下限値の行使価額における 潜 在 株 式 数 の 総 数	_	_
上限値の行使価額における 潜 在 株 式 数 の 総 数	_	-

(注) 上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	615 円	592 円	843 円
高 値	907 円	1,068 円	945 円
安 値	540 円	315 円	655 円
終値	601 円	841 円	671 円

② 最近6か月間の状況

	2021年	2022年	2022年	2022年	2022年	2022 年
	12 月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	692 円	675 円	631 円	745 円	810 円	931 円
高 値	733 円	679 円	762 円	833 円	1,050円	997 円
安 値	655 円	615 円	622 円	668 円	806 円	858 円
終値	671 円	632 円	741 円	825 円	931 円	927 円

- (注) 1. 最近 6 か月間の状況については、東京証券取引所(2022 年 4 月 1 日以前はマザーズ市場。2022 年 4 月 4 日以降はグロース市場)におけるものであります。
 - 2. 2022 年 5 月の株価については、2022 年 5 月 20 日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

© 701170 (HAXII11 III / CT) (1 - CT)	
	2022年5月20日
始 値	930 円
高 値	938 円
安 値	916 円
終値	927 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

以上

株式会社カヤック第7回新株予約権発行要項

- 1. 新株予約権の名称 株式会社カヤック第7回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
- 2. 新株予約権の総数 7,000個
- 3. 新株 予約権の本新株払込金額31日

本新株予約権1個当たり580円とするが、2022年5月27日から2022年5月31日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、第19項に定める方法と同様の方法で算定された結果が580円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき580円以上の金額として、当社取締役会が決定する金額とする。

(本新株予約権の払込金額の総額:上記580円に7,000を乗じた額)

- 4. 申 込 期 間 2022 年 6 月 13 日から 2022 年 6 月 15 日までのいずれかの日とする。ただし、 条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日 とする
- 5. 新株予約権の割当日 2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、 条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日 とする。
- 6. 新株予約権の払込期日 2022 年 6 月 13 日から 2022 年 6 月 15 日までのいずれかの日とする。ただし、 条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日 とする。
- 7. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当 てる。
- 8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 700,000 株とする (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は、100 株とする。)。

ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は第9項第(1)号記載の調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数 = -

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項記載の調整前行使価額及び調整 後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第 13 項第 (2) 号及び第 (4) 号記載の 調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」と

いう。)は、当初、2022 年 5 月 20 日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は、第 12 項又は第 13 項に従い、修正又は調整される。

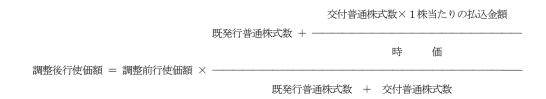
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日(第 18 項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1) 号及び第(2) 号による算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は第13項の規定を準用して調整される。「下限行使価額」は、条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。

13. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式 総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額 調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。
 - ①行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日

とする。以下同じ。) の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無 償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについ て、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降 これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。) の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の場合は割当日) 又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。
- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
 - (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行 使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額ー調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 = -----

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ②時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値 の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済 普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除 し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなさ れた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該 行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされるこ ととなる当社普通株式数を含む。)。
 - ④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2) 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要 とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2) 号及び第(4) 号にかかわらず、本項第(2) 号及び第(4) 号に基づく調整後行使 価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2) 号及び第(4) 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1) 号乃至第(5) 号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号でに定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限

行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

割当日の翌銀行営業日から 2025 年 6 月 16 日 (ただし、第 16 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- 16. 本新株予約権の取得条項
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する 法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機 関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に 機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」とい う。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 22 項に定める 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
- 18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 17 項 (2) 号記載の口座に入金された日 (「修正日」という。) に発生する。

- 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由
 - 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、 当社株式の流動性、株価、配当率、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当初権利行使価格、当 社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置 いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第3項に記載のとおりとした。さら に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条 件決定基準株価に相当する金額とした。
- 20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- 21. 本新株予約権の行使請求受付場所
 - 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱 UF.J 銀行 鎌倉支店
- 23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要と

なる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

- 25. 振替機関
 - 株式会社証券保管振替機構(「機構」という。)
- 26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役 CEO 柳澤 大輔に一任する。
- 27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

株式会社カヤック第8回新株予約権発行要項

- 1. 新株予約権の名称 株式会社カヤック第8回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
- 2. 新株予約権の総数 6,000個
- 3. 新株 予約権の本新株予払込金額31日まで

本新株予約権1個当たり270円とするが、2022年5月27日から2022年5月31日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、第19項に定める方法と同様の方法で算定された結果が270円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき270円以上の金額として、当社取締役会が決定する金額とする。

(本新株予約権の払込金額の総額:上記270円に6,000を乗じた額)

- 4. 申 込 期 間 2022 年 6 月 13 日から 2022 年 6 月 15 日までのいずれかの日とする。ただし、 条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日 とする
- 5. 新株予約権の割当日 2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、 条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日 とする。
- 6. 新株予約権の払込期日 2022 年 6 月 13 日から 2022 年 6 月 15 日までのいずれかの日とする。ただし、 条件決定日の 15 日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日 とする。
- 7. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当 てる。
- 8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 600,000 株とする (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は、100 株とする。)。

ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は第9項第(1)号記載の調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数 = -

調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項記載の調整前行使価額及び調整 後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第 13 項第 (2) 号及び第 (4) 号記載の 調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」と

いう。) は、当初 1,716 円とする。ただし、行使価額は、第 12 項又は第 13 項に従い、修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日(第 18 項に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1) 号及び第(2) 号による算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は第13項の規定を準用して調整される。「下限行使価額」は、2022年5月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。

13. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式 総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額 調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

			交付普遍	.	×1株	当たりの払込金額
		既発行普通株式数 + —				
				展	宇	価
調整後行使価額 = 調整前行使価額	×					
		既発行普诵	株式数	十 交付	普通棋	法式数

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。
 - ①行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号②に定義する。本項第(4)号③の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無 償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについ て、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降 これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券若しくは権利を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。) 調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券又は権利 (以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合

割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付 株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発 行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され 当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対 価が確定した日の翌日以降これを適用する。

は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。
- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合
 - (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日

以降これを適用する。

- ⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ①本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ②時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値 の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済 普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除 し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなさ れた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該 行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされるこ ととなる当社普通株式数を含む。)。
 - ④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会 社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社 の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2) 号及び第(4) 号にかかわらず、本項第(2) 号及び第(4) 号に基づく調整後行使 価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2) 号及び第(4) 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1) 号乃至第(5) 号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号

⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

割当日の翌銀行営業日から 2025 年 6 月 16 日 (ただし、第 16 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

- 15. その他の新株予約権の行使の条件
 - 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 16. 本新株予約権の取得条項
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- 17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第25項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する 法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機 関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に 機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」とい う。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
- 18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 17 項 (2) 号記載の口座に入金された日 (「修 正日」という。) に発生する。

- 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由
 - 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、 当社株式の流動性、株価、配当率、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当初権利行使価格、当 社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置 いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を第3項に記載のとおりとした。さら に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、 1,716円とした。
- 20. 新株予約権証券の不発行
 - 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 21. 本新株予約権の行使請求受付場所
 - 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 鎌倉支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構(「機構」という。)

- 26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役 CEO 柳澤 大輔に一任する。
- 27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上